

東海市上下水道事業公告第 11 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

その関係図面は、令和 7 年 5 月 16 日（金）から同月 30 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）東海市役所水道部下水道課（5 階）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

東海市長 花 田 勝 重

- 1 供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 7 年 5 月 31 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
名和町緑陽台、下大廻間、三ツ屋、汐田東、大根、中首羅の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別図のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
東海市元浜町 63 番地の 2
東海市浄化センター